

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成30年5月16日午後1時00分～午後4時45分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 平成30年度5月補正予算案の概要等について

G20サミット大阪開催に関連する警護警備対策、交通対策として予算要求し、平成30年度5月補正予算案として、総額3億7,425万4千円が示された。その主な事業は、装備資器材の整備をはじめ、直轄警備犬保管及び指導手訓練委託、交通安全施設等の整備、サインカーの整備などである旨の報告があった。

(2) 自転車道における一方通行規制の実施について

高槻市内において自転車道が供用開始されることに伴い、府下初となる自転車一方通行規制を実施する旨の報告があった。

【委員発言】

○ この機会を捉えて、自転車利用者に対する交通安全教育や広報啓発を推進し、更なる自転車の運転マナー向上に取り組んでいただきたい。

(3) 中国人観光客に対する道路運送法違反（白タク）事件の検挙について

交通捜査課と西堺警察署が、標記の事件につき、5月9日に被疑者1人を逮捕した旨の報告があった。

【委員発言】

○ 違法な営業を行う業者を根付かせないためにも、引き続き、取締りを強化するとともに、観光客に対する積極的な広報をお願いしたい。

(4) 守口警察署管内における死亡ひき逃げ事件の発生・検挙について

守口警察署と交通捜査課が、5月12日午前9時45分頃、大阪府守口市大日町4丁目において発生した死亡ひき逃げ事件につき、同日被疑者を検挙した旨の報告があった。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、85件の行政処分を決定した。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果及び行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）に基づく行政処分1件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間6月）を決定した。

- (3) 警備業法違反に係る代行聴聞実施結果及び行政処分決定について
警備業法に基づく行政処分1件（警備業法に係る即応体制の整備義務違反）について、審議の結果、警備業務に係る営業の停止（停止期間1月）を決定した。
- (4) 不服申立てに対する裁決について
一般運転者に係る運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。
- (5) 警察署協議会委員の委嘱について
警察署協議会委員の欠員を補充する必要がある旨の報告があり、審議の結果、候補者名簿の中から2人を委嘱することとして決定した。
- (6) 風営法に基づく6月以上の営業休止に係る行政処分決定について
風営法に規定する「6月以上の営業休止」に係る行政処分3件について、それぞれ風俗営業許可の取消しを決定した。
- (7) 交通規制の実施について
5月中に実施される車両通行止め、一方通行等242か所の交通規制について上申があり、可として決裁した。
- (8) 警察職員の援助要求について
警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求2件について、可として決裁した。
- (9) 行政文書公開請求の受理及び決定について
大阪府情報公開条例に基づき、当公安委員会に対してなされた行政文書公開請求1件について受理報告があり、審議の結果、処理方針を決定した。
- (10) 苦情及び意見要望の受理について
ア 苦情2件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。
イ 意見要望101件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 監察案件について
監察案件について報告があった。
- (2) 4月中の懲戒等措置結果について
4月中の懲戒等措置結果について報告があった。
- (3) 大阪府監査委員による監査結果に対する措置内容について
大阪府監査委員等による監査の結果、是正を求められた事項について、措置内容を同監査委員へ回答する旨の報告があり、審議の結果、回答内容を決定した。
- (4) 集団示威運動等に係る専決事務処理状況について
4月23日から5月7日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (5) 警察職員の援助要求について
警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求2件に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以上